

みなさん、こんにちは。一緒に検討したメンバーの方がたくさんおまして、そういえば2年間一緒に検討したなあと改めて思い出したところでございます。市民の人たちの集まりの考える会、その案を基に市民の方たちや委員さんや行政、3者で素案の検討委員会を合計2年間検討しました。私の住まいは横須賀ですので、ここに新幹線で来ますが、意外と近いんです。乗れば、新横浜から1時間2〜30分であつという間に着きます。ずいぶんこの場所も来慣れたという風に思います。今思い出しますと2年間の検討ですが、実はその前に市役所の方が、私そのときは大阪の大学におりましたが、相談に来られました。最初は意気揚々と相談に来られたんです。条例を作るということですね。市長さんからもお話があったように、すでに他のまちの条例もある。これをみて作れば簡単に作れるだろうという感じで、お2人の担当の方が研究室にお見えになりました。私そのときお話したんです。この自治基本条例というのは、条文をちょこちょこっとコピーして作るという、そういうものではないんですよ。自治の基本です、それを考えていくわけです。役所が作って、これが自治の基本ですよ、どうぞというわけにはならないんですよ。まず市民の人たちと一緒に検討していく、そしてこの自治の担い手の委員さんや行政内部とも議論していく、そういうプロセスが必要なんですよ、というお話をいたしました。当然だと思います。そうしましたら、どんどん顔が暗くなり、本当にうまくいくだろうか心配になられたんだと思います。最後は肩を落として暗い顔で帰ったのを見送った覚えがあります。その方が、先ほどのパンフレットを出したらボランティアをやりたいという問い合わせがあつてウルウルしたという人なんですけれども、やっていく中で本人も大変勉強になったと思うし、このまちにとってもよい機会だったと思うし、是非よい機会にして欲しいなあと思ひまして、本日は簡単ですけど、概要を報告したいと思います。

改めまして、「これからのまちづくりと自治基本条例」ということでお話をいたします。自治基本条例は自治の基本を定めるわけですが、何のためにやるのでしょうか？それは、よいまちをつくる、住みよいまちを作るためにするのです。ある意味、自治基本条例とまちづくり基本条例は、名前は違いますが目的とするところは同じです。

ここで最初に、まちづくりとは何かというのを頭にいれて欲しいと思います。まちづくりって何だろう？ここに一宮市の全景と七夕まつりの写真が出ています。まちづくりというと、ついついわたしたちは建物、道路やビル、鉄道やそういったハードなものを思い浮かべてしまいます。もちろんそれも街です。ところが、実はもう一つ

ひらがなの「まち」と書くともう一つまちがあるわけです。ここでは見えるまちと見えないまちという風にしましたが、見えないまちです。つまりソフトのまちです。伝統や歴史や文化さらには人と人とのつながり、助け合い、そういったものがこの見えないまちの中にはたくさん詰まっているわけです。この見えるまち、つまりハードなまちと見えないけれど大事なまち、ソフトなまち、このまちが両輪となってつくっていくのがまちづくりということです。ですから、まちづくりというのは身近なことなわけです。これまでは私たちは見えるまちづくり、建物だとかこちらのほうに十分に力を注いできたわけです。それは暮らしの基本ですので当然のことです。安心して住まいがあり安心して暮らせるインフラがある。これは当たり前のことです。見えるまちづくりに一生懸命力を注いでやってきました。そしてそれが、それなりに充足してくるわけです。そして、10年20年の間に少し方向が変わってきた。ハードなまちづくり、建物があるだけではどうも暮らしとしては満足できない。住むところがあるということだけでは、雨露がしのげるだけということでは幸せな暮らしとはいえない、と私たちは考え始めてきたわけです。そうすると、見えるまちも、当然それがベースになりますが、見えないまち、歴史とか文化とか人と人とのつながりだとか触れ合いだとか、そういうものが大事だという風に考えてくるようになったわけです。それが現在の到達点であるし、これから考えていかなければならないまちづくりということです。

よく市政といいます。市の政治ですね。よく考えてみると、市政というのは何ですか？ 考えてみてください。自分たちの知らないところでやっている政治？ そうではないんですね。よく考えると、わたしたちが今心配なことは何ですか？ わたしたちが大事だと思っていることは何ですか？ という風に考えてみてください。例えば、歳をとっていきます。私も最近腰が痛くなってきました。そんなときに買い物どうだろう、あるいは、もう少し歩けなくなったときに病院や、さらにはそのときのお手伝いはどんなだろう？ それがまちの人たちにとって一番大事な関心事です。今日は若い人もたくさん来ていますが、若い人にとっては何が大事なんでしょうか？ 若いお母さんにとって大事なのは子どもの安全です。子どもが学校から安心して帰って来れるだろうか？ そういう心配です。そういう心配事を取り払って、幸せに暮らしていけるというのが市政なんです。私たちの市政というのはそういうことです。国政といえば、尖閣諸島とかさまざまな問題がある。私たちの市政という問題は私たちの暮ら

しや私たちの安心と密接につながっているものなんです。そうするとまちづくり、私たちがこれから作っていくまちづくり、市政といいかえてもいいわけですがけれども、大変身近なことということなわけです。いいパンフレットがございますので、お手元のパンフレットの2ページ目をご覧ください。ここに、私がしゃべろうかなというのが書いてありましたので見ていただきたい。そもそもまちづくりってなんだろうということが書いてあります。道路、建築、公園などのまち、これはハードなまち。それから、もう一つ、文化、伝統、人と人とのつながり、ソフトなまち。この両輪がまちということ。みんなに身近なまちづくり、例えばと書いてあります。まちをつくるために、市長さんや議員さんを選ぶ、あるいは市のアンケートに対して答えたり、いろいろなことに参加をする。資源回収やごみゼロ運動に参加する。それから子どもの安全を見守る。それから、市の広報、町内会、まちの活動に参加する。地域で支え合う。環境を守る。こういったこともみんなまちづくりなわけです。身近なことなんですね。こういう身近なまちづくりというのは私たち一人ひとりが関わる事が出来る。それが大事だという時代になってきたということです。こういう時代になってきたという中で、私たちは今そのルールを考えようということになってきたわけです。実は、このまちをつくる、たくさん例が出ていますが、これは役所だけではできないんですね。資源回収、ごみゼロ、役所だけがいくらやろうと思ってもできないんです。市民の人が自分たちの問題としてリサイクルをする、ごみを減らす、そういうことがなければ実現しないわけです。環境でもそうです。こういった市民が関わっていかねば解決できないというのがまちづくりなわけです。市民が関わるということです。関わるとなると、関わるルールが必要だということで、まちづくりのルールだからそのルールとして、自治基本条例をつくらうということになってきたわけです。人と人のつながりを大切にするまちをつくるために、市民やNPOや企業や、そういった人たちが参加していく、加わっていく、そのためにはルールが必要ではないか、このルールを考えようという風になって自治基本条例という話になってきたわけです。

私はいつも野球の話をしています。今まではお役所や議員さんにまかせっきりだった。ところが、これからは市民も一緒に野球をやっていく。これまでならば、市民は外野にいてお任せでよかった。外野にいるので後ろから「お役所、議員さんしっかりやってくれよ」とそれだけでよかった。ところが、これからはこういったまちをつかっていくわけですので、一緒になって野球をやっていく。9人で野球をやっていくこ

とになるわけです。9人で野球をやっていくには野球のルールが必要です。その野球のルールが自治基本条例という風にわたしは説明しています。みんなで野球をするためのルール。つまり、セカンドとライトがいて、セカンドがどこまで守るか。ライトはどんなふうに動いていくか。よくあるんです。セカンドとライトの間にポトンとボールが落ちる。相手が捕るだろう。こういうときには、ここまではライトが捕れよ、ここまではセカンドが捕れよ、微妙なところはお互い声を掛け合ってマイボールと言おう、そういったルールをつくっていきこうというのが自治基本条例なわけです。難しいことのようにですが、要するにこうしたまちのルールをみんなで作っていく、それが自治基本条例ということでスタートしたわけです。それが今大事になっています。だからあちこちで自治基本条例が作られているということになるわけです。そんなこと言ったって、今までなくたってやってこられたんじゃないの？ これまで充分出来てたんじゃないの、ということです。しかし、10年20年で大きく変わりました。今までの仕組みというのは簡単に言うと国が面倒を見る仕組みです。ここにはありませんが、機関委任事務といいまして、2000年まであったんです。国の仕事。市長さんの仕事の3割から4割は国の仕事をしていました。県知事さんの7割から8割は国の仕事をしていました。みんなで国の仕事をしていました。国の仕事をみんなで手分けしてやっていた、というか、みんな国の仕事だった。それを取っ払って地域の仕事をしようよ。それが地方分権であって地方主権ということです。地方に任さなければいけない。言ってみると、国がこれまでのように、面倒見てくれるシステムがなくなってきた。地域のことは自分たちで考えていく。そんな風になってきたということです。地域のことは自分たちで考えていく。ではどんな風に考え、どんな風に野球をやっていくのかというルールがないと動きようがないわけです。そんなこと言ったって、日本には地方自治法があるじゃないか。憲法があって、地方自治法があるじゃないのという方がいます。地方自治法というのは実は500以上に及ぶ細かい条文です。ですからこの法律には、野球のルールが書いてはあります。例えば、1塁と2塁の間は27mなければいけないと書いてある。でも、そういうことばかり書いてある。3つストライク取ったらアウトだよというようなことは書いてある。問題はですね、どうやって3つストライク取るかということなんです。ストライク3つ投げたら3本目には打たれちゃいます。ストライクとる方法、アウトとる方法はいっぱいあります。それはまちごとにさまざまある。その方法を自分たちで決めないと、野球にならないわけです。その

野球を自分たちでやるようにしようよ、後は自分たちで考えろと言わなくたってそれを考えていこう、ということでこのルールを作り始めたということです。

もう一つ余計なことですが、人口減少・少子高齢化があります。これから日本はどんどん人口減っていく。あと50年で人口3分の2になるんです。そのメリットもあるけれど、デメリットは何か。簡単に言うと、税収が大幅に減ります。もちろん、今の政権は子どもが減らないように子ども手当など、いろいろやっている。けどなかなか簡単に子どもは増えない。子どもは減っていく。それは税収が減っていくということです。今までのやり方でいったらどんどん小さくなっていく。今まで通りの税金の使い方、あるいは税収だけに頼るやり方だったら、どんどん小さくなっていってしまう。

こういう中で、幸せなまち、幸せに暮らすことができなくなってしまうという心配があるんですね。これまでとは違うやり方、これまでとは違うルール。今までのやり方は今までのやり方として、それを超えていく、さらにバージョンアップしていくやり方を今考えていかないと、これからの10年、20年、30年後をにらんだときに、そのときになっても遅いということも今ルールを作る理由の一つです。要するに未体験ゾーンに入ってきたわけです。これまで体験したことのない世界に私たちはいます。その中でわたしたちにふさわしいルールを作っていこうということで、自治基本条例を、野球をするルール、まちを作るルールとしてやっていこうということで、この検討が始まったということです。それが2年以上前のことでもあります。

では、ルールを作る、そういうルールをどんな風にするのかということです。それが先ほどの話です。大阪の大学に来られた市の職員の方にしたお話です。今までどおり市役所で作っていたら、みんなのルールにならないじゃないですか。これから野球の9人がそれぞれ力を出してもらおうとなったら、みんなの力が出るような内容にする。同時に、作る段階からみんなの力が出るように、自治の関係者、野球の9人がそれぞれ関わって条例を作る。そういうことから始めたほうがいいんじゃないかという風に私は考えているわけです。それで、この一宮でもそうしようと決めたわけです。大変な決意がいったことと思います。本当にうまくいくのかしら。大丈夫かしら。仕事ですからきちんとした成果を出さなければいけない。これは仕事のイロハです。同時に、ただ形だけを作るのではなくて、実のあるルールを作る。どのように作っていけばいいのだろうか。試行錯誤したんだと思います。悩んだんだと思います。それが先ほど

言った、大学の研究所に来て帰りがけに暗い顔をして帰っていったということなんだと思います。そこで知恵を絞って、自分たちのルール、そのように実感できる、そういう風に作っていこうというふうに関一宮では考えて、それを実践したわけです。役所だけではなく、市民だけではなく、学者だけではなく、野球の9人がみんなで作っていく初めての試みだと思います。これを成し遂げてきたということです。

一宮のやり方というのは、私は全国でいろいろ関わっておりますけれど、2段ロケット方式、こういう風に言っています。2段ロケットです。1段目は市民の人たち、公募市民です。33名の方が集まりまして考える会を作りました。考えてみようよ、やってみようよという人たちが33名集まってですね、この条例の基本的な考え方を整理してみようよ。条例に盛り込むべき中身は何なのか。この考え方を整理してみようよという風に始まったわけです。まず、考え方を市民の人たちが作ってみようよということです。それで、ついつい条例を作るとなると、条文を作りたがるんですけど、そうじゃなくて、大事なのはどんな風にしたらみんなが野球の当事者になれるか、どんな風にしたらみんなの力が出るか。みんなというのは、市民も行政も議会もそうですけれども、力が出るかと、そういったものの中身を考えようよというように心がけました。第1条なんとか…、第1条本条例は…ということではなくて、この条例は何を目的とするのか、何を実現するんですかということを議論しましょうよという風に心がけました。これは実は当たり前のことのようにですが、なかなか難しいんです。ついつい細かな条例づくり、条文作りにいってしまう。他のまちの条例を持ってきて、それを当てはめてみようよという風になってしまう。そうではなくて、まず市民感覚でこのまちが元気になる、そして自治の関係者が元気になる方法を考えてみようよという風にしました。私も何度も参加させていただいております。合わせて、実は公募で集まった33名だけで決めていいのか、33名だけで考えていいのかという問題意識がもう1つです。つまり、33名の思いが、思いを実現しよう、がんばろうという気持ちはとても大事です。だけど、一宮の市民の中のたったの33名です。それだけじゃなくて、大事なことは他の市民の人たちの意見を聞く、他の人たち、市民が何を考えているかに思いをはせる。そういう中で条例を作っていこうよ、という風に心がけました。これはちょっとないことだと思いますけれども、33名の人たちがまちへ出て行ってヒアリングをする。あるいはタウンミーティングに参加をする。アンケートもやりました。アンケートもただ配るだけではなくて、委員の人が町内会やイベントや職場、公民館とい

うところに実際に行って、アンケートに回答してもらおう。私たちはこんなことを考えていますが、皆さんどう思いますか。こういうふうにまちに出て行って案をまとめていったということです。これはすごく実は大事なことなんです。集まった思いのある人たちが意見を言うのは大事だけど、その人たちの意見だけではなくて、他の市民のことを考えつつ、何を期待しているかを考えつつ、思いをはせながら案をまとめていく、そんなことをして、この自治基本条例を考える会で案を作ってきたということです。その案が1つ出来ますけれど、それは市民の案です。これが即、市全体の案にはなりません。当然ながら自治の関係者にはさまざまな方がいます。この会に参加しないけれど自治会町内会活動をしている人、あるいはNPO活動をしている人がいます。そういう人たちの声も多いに聞く。あるいは議員さんにも参加していただき多いに意見を聞く。行政の方も行政の責任者としていろんな考え方を持っている。その3者が集まって議論して案を作ろうという風になったのが、自治基本条例素案検討委員会です。

この会は、今何回やったのか忘れちゃったけれども、大変長い時間、長丁場で議論をしました。わたしは座長ですのでよくわかっていますが、根回しとか取引とか一切なしです。その場で、日ごろ持っているのを出し合って決めていく。そのようにしました。当然意見がぶつかります。本当に意見がぶつかってですね、自分たちの立場、自分たちの考えが正しいと思う立場でどんどん議論します。いいんです。そして、大事なことは、相手の意見を聞いていってまとめていくということです。民主主義ということですよ。その実践をこの検討委員会の中でやりました。価値はさまざまです。いろんな価値がある。相手の価値を認めて、いいところをとって、じゃあこうしようかという風にまとめていく。これをこの検討委員会でやりました。簡単に言うと、それが出来なかつたら自治基本条例は出来ませんよ。それができなかつたら。言うことを聞け、いやだめだ、それでは自治の基本、まちづくりは出来ないんです。だからお互い徹底的に議論して着地点を見いだしていく。その繰り返しです。すると、不思議なことが起こるんですね。これをずっとやっていくと、真面目に議論しているのでみんな仲良くなっていくんです。相手の言うことがわかるようになるんです。今日も久しぶりに会いましたが、本当に懐かしい。一生懸命議論したのでいい思い出です。今ではその場で、そういうことが言いたいんだろうなということがわかってきます。それをこの検討委員会ではやってきたということです。その成果が条例の案

になるわけですが、もちろん完全なものではありません。さまざまな人たちが意見を出してまとまっていったものです。しかし、大事なことはそれぞれの相手の意見に耳をかたむけ、思いやり、答えを出していくということをやっていた。これがこの条例作りの一番の価値、第一の成果だと思います。そんなことを1年間こちらのほうもやってまいりました。休みなしで、ノンストップでずっと議論をしてきました。今となっては懐かしい思い出となっておりますけれど、この2段ロケット方式、これが一宮方式。私もたくさんの本を書いてたくさんの雑誌にも書いております。一宮2段ロケット方式。あちこちで書いております。このようなやり方でやってきております。その上で出来上がった条例の中身に少し入ってみようと思います。

まず、資料パンフレットの3ページをご覧ください。条例を見るときの見方ですが、条例を見るときどこを見るか。条例を見るときの見方は、第1条目的を見るんです。目的に何とかいてあるか。これが条例の見方です。これを見ると、一宮市民が幸せに暮らせるまちを作りますという風に、まちを築くということが書いてあるんですね。第1条、一宮市民が幸せに暮らせるまちを築きます、と書いてあります。これが大黒柱です。こういう風にソフトに書いてある条例はなかなかないんですね。難しい文言で書いてある条例が多いんです。なぜこういう条例になったのか。これはこの2段ロケット方式だからだと思います。みんなが幸せに暮らせるまちを作ろうよということです。そのためにそれぞれの関係者が多いに力を出そうよということになっているわけです。その基本理念は前文に書かれてあります。どういう風に書かれているかという、前文3ページのパンフレットにあります。一つは市民、議会、市役所、それぞれが自治の当事者としてその力を多いに出していく。それが協働という事です。それぞれが力を出していく。市民、持っている力を多に出していく、まちのために出していく。議会、市民のために多いに力を出していく。市役所、市民のために多いに働いていく。そういったよいまちを、幸せに暮らせるまちを作っていくためにそれぞれが力を発揮していきましょうよ、というのが協働です。それがここで大きな柱となっています。もう一つ、これまでとかく外野にいた市民というのがまさに自治の担い手。市民一人ひとりの主体性を大切にまちづくりを担っていく。責任も担っていく。信頼関係を持ってやっていく。そういう風にして一宮市民が幸せに暮らせるまちを作っていくよ、という理念を具体化していくよという風に。つまり、野球の9人がそれぞれ力を出していくよ。それによってこれからのまちを作っていくよというの

が基本理念。第1条の目的に位置づけられています。逆に言うと、お役所任せではなくて、9人が野球をやっていく。議員さん任せではなく、市民も行政に参加をし、あるいは議会にも関心を持ち、同時に市民も力を出していく。その9人が力を出してやっていくことでいいまちを作っていこうよ。そんな風に考えたということです。それを具体化する仕組みが必要ですので、4つの原則をここでは出したわけです。このパンフレットでは3ページに出ておりますけど、まず情報共有ですね。みんなに情報がなければ何も出来ない。情報がなければ、あらぬ誤解を生む。情報がなければ、頑張ろうと思っても頑張れないということで、情報を相互に共有し合おうよということです。これは実は、役所がもっている情報を多いに市民に利用してもらおうという側面と同時に、市民が持っている情報を市民同士で共有したり、あるいは行政に提供したり、そういう中でまちの財産としての情報というのを使ってこれからのまちを作っていこうよという考え方です。情報共有というのは、これまでは役所がもっている情報を出せよと、何か隠してるんじゃないの、出せよという公開請求という形ですね。請求して出させる。それももちろん大事ですけど、同時にまちの関係者が大いにまちを作れるように情報を提供していく。だから、ことによっては情報を使いやすいように加工して使ってもらおう。そういった工夫も必要だと思います。そうやって情報を使ってまちが出来る、作れるようになっていこうよという原則です。これが仕組みとして以下組み立てられているわけです。それから参加です。参加をして関わっていく。ということは、参加の仕組みをたくさん作っていこうよということです。行政や議会へ参加する仕組みというのを作っていく。この条例は基本条例ですから、具体的な仕組みは方向性が出ているだけですけども、これはこれから10年20年でたくさん作っていくということになるわけです。それから協働です。特に今回は後ほど紹介しますが、地域というのが非常に大事だということがクローズアップされています。その地域の力、そういう地域の力がまちづくりに多いに活躍してもらいたいということです。それから有効性というのは珍しいんです。他の条例ではないですね。同じやるなら効果的にやろうよ。無駄なく効果的に、効果が出るようにやろうよという4つの原則でこれからまちづくりの仕組みや運用をしていこうよという風になっています。

次の4ページにこれが三角で紹介されています。市民、議会、市役所それぞれがどんな風に役割を持ち、どんなような責務を持っているかが紹介されています。ここでお断りしなければならないのは、市民という風にかいてありますけれども、市民とい

うのは住民だけではなくて、自治会、町内会、あるいは NPO、企業だってまちのための市民です。そのために、まちのために力を出して欲しいということです。そして一宮の場合は、一宮に通ってくる学生さん、あるいはここに勤めている人、そういう人も一宮のために知恵を出して欲しい、一宮を好きになって欲しい、そういう思いを込めて市民というふうに作ってございます。この市民が情報を知り、まちづくりに参加する、あるいはまちづくりに参加する責務を負っているといったことが書かれています。

それから議会です。9人の1人としての議会が多いに力を発揮して欲しい。市民の意思を市政に反映をして、そして市民ニーズにあった政策や条例を作って欲しい。あるいは、市民ニーズの観点から行政をチェックして欲しい。そんな思いを込めてこの条例が出来ております。

それから市役所。まちを作ることが仕事です。もう1回原点に戻って、市民のために働く、市民のための市役所。そういう原点に戻って、市長さん、そして職員の皆さん、さまざまな組織、大いに力を出して欲しいといったような中身になっています。

ここからは、この条例の議論になったところ、あるいは特色的なところを2,3紹介したいと思います。すごく議論になりましたのは子どもの参加というところです。これからのまちを担う子ども。子どもというのはいくつが子どもなのかという議論があったんですけど、何歳から子どもなのかというのではなく、次の世代を担う人、これくらいの意味でいいのではないかとということで、特に定義はしておりませんが、この一宮のまちが好きだ、一宮が好きやねんという人、たとえ1回外へ出ても戻ってくる、あるいは気になる、そういう人になってもらいたい。そういう風にすることが大事だということに議論がなりました。実は、子どもについての規定をつくろうかどうか大議論になったんです。少し専門的なことを言いますと、実は子どもも市民なんです。子どもも市民なので、子どもというのを特別に抜き出して条文を作るというのは難しいんです。市民ですから。同じ市民なのに子どもだけを抜き出すのは難しいという技術的な問題があったんですけど、知恵を絞ろうよということで知恵を絞りました。つまり、子どもの参加の機会の保障、子どもの参加の機会を大いに作って、このまちが好きやねん、まちのためにやってみようという子どもになるような機会を作っていこうよ、そういうような規定にしまして、第9条子どもの参加という規定を作りました。これは専門的に考えると難しい規定なんですけれども、そうやって作ってみ

たということです。

それから、地域活動団体の支援。どうしても2段ロケット方式でやりますとですね、市民の人たちが元気に活発に活動するにはどうすればいいだろうかという議論になるわけです。それで市民活動団体の支援、支援というのは別にお金を出すというのだけではなく、要するに市民活動が多いに元気に頑張っているということが価値があるんだよ、そういう社会がいい社会なんだよというのを認めるというか、こういう風に考えるということなんです。市民団体の活動は勝手にやってよというのではなく、地域活動団体あるいはNPO活動団体が地域で活発に活動するというのがこのまちにとっていいことなんだよ、大事なことなんだよという認識です。そこがスタートです。その上に立ってそのためのさまざまな支援というのを考えました。一宮は、先ほど市長さんから話がありましたように、例の1%制度ですね、全国的に非常に有名です。参加者が圧倒的に多い仕組みです。私もあちこちでお話をしていますが、一宮市は1%の制度に先駆的に取り組んだまちです。なぜなのか？ 要するに、市民が活発に活動することがまちにとってプラスだよと思うからです。だから、そのための応援をしようということです。この1%制度のポイントは市民が市民を応援するということです。これがなぜ大事かというと、行政だと限界があるんです。行政というのは常に一定の制約を持っています。簡単に言うと行政というのは、みんながそうだね、みんなが大事だねと思わなければ出来ない組織なんです。動けない組織なんです。なぜならば税金で動く組織だからです。ところが、市民のイニシアティブに委ねられると、市民が大事だと思うことがこの支援につながってくる。これが大事なんですね。さまざまな価値を応援する仕組みというのを作っているわけです。その中で大事なものを、そしていずれは行政が大いに取り組んでいくもの、そういうものが出来てくる。そのようにしてこのまちを元気にしていこうという考えの表れなんです、1%制度というのは。そういう経験実践を踏まえて、更なる市民活動団体の支援、大いに頑張ってもらおうという理念がこの16条の条文に表れているわけです。これは同じ文言、他のまちでこういう文言があるんですが、文言の意味、深みが違うんですね。

次に17条です。地域におけるまちづくりということです。ここでも地域におけるまちづくりの重要性ということを考えて、それを条文化しました。地域のこととは地域内住民が自ら考え実行出来るようにしていくということです。先ほどお母さん方の関心は何かと言いましたが、子どもの安全です。子どもの安全が一番の関心事です。奈良

の方で数年前に、学校から帰ってくる子どもが殺されるという事件がありました。それに対してどのように対応していくかです。1つは、かつてのように行政が多いに税金を使って子どもたちを守っていく。私、今日横浜から来たんですが、APECで、横浜に行けば10mごとに警察官が立っています。そういう風にすればまちは安全かもしれませんが。でも警察官の名札を見ますと、山梨県警とか長野県警、秋田県警とか、向こうからたくさんの方が来ています。それだけコストがかかるし、それだけ負担がかかる。このシステムでは子どもたちの安全は守れないわけです。奈良のケースで言えばどうしたか？ ではお母さんたちが、私たちが守るよとなったわけです。ところがですね、続かないんです。なぜならばお父さんお母さんは仕事がある。パートがある。続かなくなった。そこで、じゃあ町内の方が、私たちが見回りをしようということで町内の人たちが出てきて、この地域づくり、まちづくり、子どもの安全ということに関わっていくわけです。地域におけるまちづくり、地域の人たちの活動なしではまちはもうできないんですね。そういう背景を持って地域の住民が自ら考え、実行できるようにしていこうということをご17条で書いたわけです。実は、その話の延長で今後どうなっていくのかということですが、地方分権で地域に権限が下ろされて今、自治体間競争が起こっています。市町村ごとの競争。つまり、どこのまちが住みやすいまちか、どこのまちが市民に選ばれるまちかという競争になっているわけです。これは今です。次はどうなるか。この延長戦で行くと今度は地域間競争です。今度は同じ市内の中の地域ごとのまとまりの競争です。現実的には例えば、旧木曾川町と他のまちのどこかが交流をする。そこが連携をするというような動きになります。現実的に起こっているんですけども、自治体間競争が進んでくるところは地域間競争になる。地域の中で魅力的なまち、がんばっているまち、そういうところに支援が来て、あるいは人が集まってくるという風になってきます。今後の展望はそういうふうになると思いますけれども、まず地域ごとに自ら考え、実行できるようにしていく、そういう仕組みをこの17条で書いています。これはたくさん条例を見ておりますけれども、一宮ならではのかかなりオリジナリティー、独自性の強い内容になっています。

さて、最後です。これからのまちづくりと自治基本条例ですけれども、まず1番下の「自治基本条例を利用しよう」ということです。自治基本条例はどういうものなのかというと、わかりやすくいうと有機栽培のよう、有機農法のようなものですね。有機農法のようなもので、要するに、土とか畑から作っていくものです。促成栽培でい

い物だけを持ってきてやると、それではすぐに底が割れてしまいます。畑の土から変えていく。それは何かというと、いくつかのポイント、先ほどの話の繰り返しになりますけれども、1 つはお役所の仕事をもう一回見直しです。市民のため、そのためにお役所はあるんですけれども、もう一回戻って市民のためにという仕事ぶりになっているか、あるいは市民の人たちの力が出るように、そんなような仕事ぶりになっているか、それを見直していく。それは簡単なことではないけれども、そういう方向にしていこうということだと思います。議会も同じですね。市民あつての議会です。その議会が市民のため、市民のニーズを踏まえた仕事ぶりになっているか、そのようにしていく仕組みができていくか、それが問い直されます。市民自身もそうです。自分たちで考え、そして責任を持っていく、行動していくという風になっているかどうか。そういう風にしていこう、それが自治基本条例を活用しよう、利用しようということなんです。自治基本条例は実は励ます条例なんです。上から頭ごなしにこうしろ、ああしろという条例じゃなくて、これを取っ掛かりに励ましていく、後押しをする条例なんです。だから、うまく使っていく、利用していく条例なんです。この仕組みを使っていこうというのがポイントなんです。

それから最後になりますが、そこに書いてあります、できるときできる範囲で関わろうということなんです。私自身今年 60 才になりますが、ずっと考えてみますと、30 代 40 代の頃は忙しくてまちのことに関わることができなかった。で、50 代になって子どもたちが独立をして、夫婦 2 人だけになったのでまちのことに関わっていくようになったという風に私自身の経験があります。つまり、人の一生の中では必ずまちの事に関わるとき、あるいはどう考えても関われないときあるんですね。そういう関わるときに関わっていこうよ。あるいはもうちょっと言うと、そういうときに関わらないと、そういう人生ってなんか寂しいよね、そういう雰囲気というか、そういうくらいのもりで多くの人たちにまちづくりに関わってもらいたいなあと思います。できるとき、できる範囲で関わろう、そのときに後押しをする、励ます条例だと思います。だからこの条例を多に使って、やってみようかなと思う人の後ろをちょっと軽く押す、そんな条例として是非使って欲しいと思います。使うのは 1 人 1 人皆さんですので、うまく使って、目的にありました「一宮市民が幸せに暮らせるまちを築きます」、そんなまちになれば「ああ一宮に住んでよかったわ」、「ここで子どもたちを育ててよかったわ」というふうにみんなが実感できると思います。そんなまちづくりの第一歩

にこの自治基本条例がなればいいな、そんなように是非使って欲しいなと思います。
簡単ですけれども、第1部の自治基本条例の内容についてはこれで終わります。